



立冬を過ぎ、教育活動の深まりを確認しつつ、学習者と授業者の関係性、互いの改善点などを振り返りながら、取り組んでいる毎日です。今年度末に向け、指導・支援の再調整を試みながら、来年度に向けた移行支援等について、具体的に準備を始める必要性を感じています。日々、視覚障害教育、弱視教育について省察し、実践している先生方にとって、その「理解」を深めていくプロセスは、指導力向上を支える原動力となっていることと思います。今回は、「視機能」について考えます。実態把握に欠かせない視点の一つです。

— 視機能について —

視機能といえば、真っ先に「視力」のことを思い浮かべてしまいます。先生方は、いかがでしょうか？

視力は、「どれだけ細かいものを見分けられるかを表す指標」です。

弱視特別支援学級や通級による指導（弱視）、通常の学級における対象となる児童生徒については、ランドルト環を指標に用いる視力測定が一般的です。対象の児童生徒が「見る」「見える」「見えない」「見えにくい」反応をどう示しているか、本人を主体としながら、養護教諭等と一緒に、心理面も含めた実態を丁寧に把握する機会の一つとしたいものです。学校における視力測定は、個人情報や公共の場で取り扱う側面があり、自己肯定感が阻害されないような指導・支援、人権に配慮した環境設定等の必要性も御理解ください。

実際の「見える・見えない・見えにくい」は、視力だけでなく、「視野」「色覚」「光覚」「暗順応・明順応」「屈折」「調節」「眼球運動」「両眼視」などによって規定されることを「理解する」ことがとても重要です。

児童生徒本人が「理解する」ための指導・支援を行うのは、教師です。教師自身が理解をすすめて、自立活動の学習として取り扱う必要があるでしょう。ユニバーサルデザイン、インクルーシブ教育の視点からは、視覚障害や視機能、その影響等について学校全体への周知理解、相互理解も促進したいところですが、個人情報に関わる内容については、本人と保護者の意向を尊重します。意向に添った慎重かつ丁寧な対応が求められます。



「視野」は、「視線を一点に固定した状態で見ることのできる範囲」です。視野の周辺部を測る「周辺視野検査」と視野の中心部を測る「中心視野検査」で対応します。視野の障害は、慣れている学校内であっても、見える範囲が限られる影響で、学習や歩行等に困難が生じますので、心理的ケアも含めた指導・支援が必要になります。

「色覚」は、「色を感じる眼の機能」です。先天的・後天的要因によって、色の見え方に困難を生じる場合があります。学習や生活場面で、実態把握を丁寧に行い、個に応じた配慮が必要となります。

「光覚」は、「光を感じてその強さを区別する能力」です。暗くなるとよく見えない「夜盲」と、まぶしくてよく見えない「昼盲」があります。室内の明るさの工夫や屋外での遮光などを個々の状態に応じて配慮することが必要です。

「暗順応・明順応」は、「明暗に対する適応状況」です。明るいところから暗いところ、暗いところから明るいところへの適応状況を把握し、自分が生活しやすくなるような調整の方法を学ぶ機会が必要です。



ところで、卒業後の職業選択を考える際には、パイロットや電車運転士、競艇選手、オートレーサーなどの職業では、求められる視機能について細かい規定があることなども情報として知っておき、キャリア形成の現実に対し、どう取り組んでいくか、いきたいかという指導・支援に役立てたいところです

さて、ここからは「屈折」についての情報提供です。

眼に入る光線は、通常、角膜と水晶体で曲げられる(屈折する)ことによって網膜の上で焦点を結びます。視力の正常な人は、角膜と水晶体が眼の中に入ってくる光線をうまく曲げて(屈折させて)、網膜の上に焦点を結ばせているためにくっきりとした鮮明な像を見ることができます。これを正視と言います。それに対して、網膜上に焦点を結ばない状態のことを屈折異常と言い、近視、遠視、乱視などがあります。

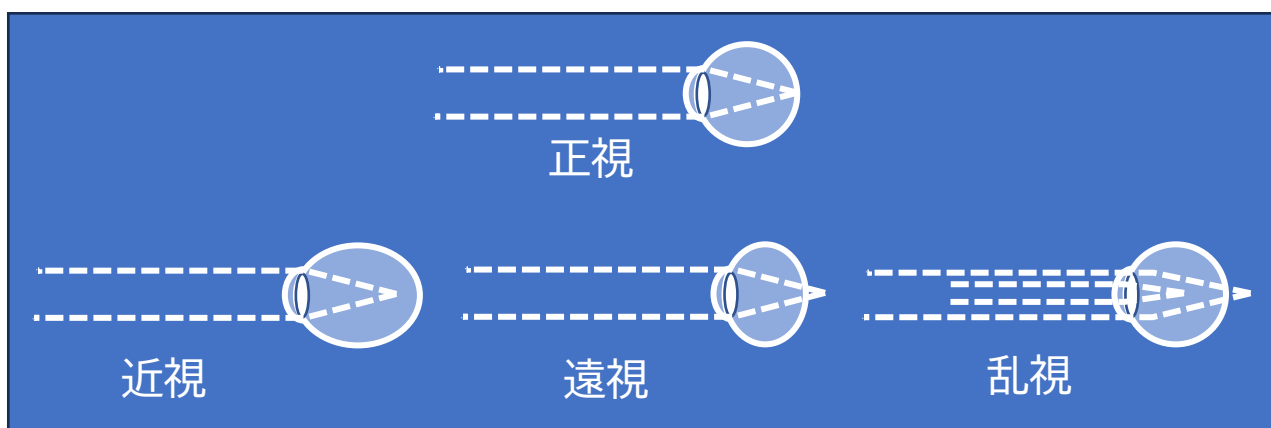
近視は眼球が前後に長い形になることで、網膜より前でピントが合い、近くはしっかり見えるものの遠くがぼやけて見える状態です。近視では遠くが見えにくいですが、近くのはピントが合うため、弱視にはなりにくいです。ただし極端に近視が強いと弱視になります。

遠視は眼球が前後に縮んだ形となり、網膜の後ろでピントが合う状態なので、遠くも近くもぼやけて見えます。近くでも遠くでもピントが合わない状態なので、眼鏡をかけない限り、くっきりともものを見ることができません。生まれつき、いつもはっきりものが見えていない状態していると、視力が成長しにくくなります。

乱視は水晶体などの歪みでピントが1点に合わずに像がぼやけたり、二重に見えたりする状態のことです。

これらは、目を細めて見る、近づいてもものを見るなどの症状で気づくことがあります。程度が軽い場合には、視力検査ができる年齢まで気付かないことがあり、3歳児健診、就学時健診などで見つかるケースが多いです。

治療・管理については、眼にあった眼鏡を装用することが大切です。視力の発達に左右差が出てくれば追加の治療をします。早期に治療を開始するほど、早く視力が成長するため、早期発見、早期治療することが重要となります。



引用・参考資料

- ・日本弱視斜視学会 HP
- ・視覚障害教育の基本と実践 宍戸和成 他 監修 小林秀之・澤田真弓 編 慶応義塾大学出版会 2023.2.20
- ・MSD マニュアル家庭版

佐賀県立盲学校

電話 (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

代表メール mougakkou@education.saga.jp

お気軽に御連絡ください。巡回相談の依頼も受け付けています。